

# ろう学校の専門性向上のために（提言）

平成23年8月19日

特定非営利活動法人ろう教育を考える全国協議会  
ろう学校人事・専門性検討委員会

## 目次

|                                  |        |
|----------------------------------|--------|
| はじめに                             | ・・・ 1  |
| 第1章 ろう教育の専門性の維持・向上、人事での配慮の必要性    | ・・・ 2  |
| 1-1. ろう教育の専門性を身につけるのに、時間がかかる理由   |        |
| 1-2. 人事において配慮が必要な理由              |        |
| 1-3. 重点ポイント                      |        |
| 1) 手話研修                          |        |
| 2) 人事異動                          |        |
| 第2章 専門性の低下が懸念される状況（アンケート調査から）    | ・・・ 4  |
| 第3章 専門性（子どもを伸ばすための力）の向上          | ・・・ 5  |
| 3-1. 国の役割                        |        |
| 1) 教員免許制度の改定など                   |        |
| 2) 採用                            |        |
| 3) 研修                            |        |
| 4) 人事異動                          |        |
| 3-2. 都道府県教育委員会や市町村教育委員会の役割       |        |
| 1) 全般                            |        |
| 2) 養成・採用                         |        |
| 3) 研修                            |        |
| 4) 人事異動                          |        |
| 3-3. ろう学校自身の役割                   |        |
| 1) 管理職の役割                        |        |
| 2) 現職研修                          |        |
| 3-4. 関係機関                        |        |
| 3-4-1. 教員養成大学の役割と教員免許            |        |
| 3-4-2. 専門大学のろう学校との関わり            |        |
| 3-4-3. 民間研究会（聴覚障害教育関係）           |        |
| 3-4-4. その他                       |        |
| 第4章 ろう教育の専門性とは                   | ・・・ 9  |
| 4-1. 手話技能                        |        |
| 4-2. 日本語指導                       |        |
| 4-2-1. （純粹）口話法                   |        |
| 4-2-2. 手話を導入した日本語指導              |        |
| 1) トータルコミュニケーション教育法（同時法）         |        |
| 2) バイリンガルろう教育                    |        |
| ①欧米のバイリンガルろう教育 — 連続バイリンガルろう教育    |        |
| ②日本のろう学校で行われているバイリンガルろう教育        |        |
| ③日本の公立ろう学校で行われている手話を導入した上での日本語指導 |        |
| 4-2-3. コミュニケーションと日本語指導の専門性       |        |
| 4-3. ろう難聴理解                      |        |
| 4-4. 教科学習                        |        |
| 4-5. ろう重複障害                      |        |
| 4-6. 地域支援（センター的機能）               |        |
| 資料                               | ・・・ 15 |

## はじめに

今日、全国のろう学校（註1）の現状を見るに、「手話・日本語二言語＝多様化時代」をたくましく切り開きつつ実績をあげているろう学校がある反面、生徒数の減少に歯止めがかからず、他の障害種との統合を進められているろう学校も多い。

だが、ろう児・難聴児の最適の教育の場はろう学校である。

ろう学校の衰退を食い止め、再生していくためには、ろう難聴児者・保護者のニーズを真摯に受け止め、「魅力あるろう学校」たらしめることが求められる。

現在の障害児教育の流れとしては、インクルーシブ教育が主流になりつつあるが、ろう教育はサラマンカ宣言の例外規定にもあるとおり、コミュニケーション方法が異なることや、日本語を意識的に習得させる必要があるという点から、インクルーシブ教育の流れとは一線を画する必要が認められている。ろう学校の役割は、障害者権利条約の求める「最も適当な言語並びに意思疎通の形態及び手段で、かつ、学問的及び社会的な発達を最大にする環境において行われることを確保すること」という点において更に重要となっている。

「魅力あるろう学校」であるためにはろう難聴児者のニーズに応えるだけでなく、応えた上でその教育方針を実現する「ろう学校教育の専門性」が必要である。ところが今日、ろう学校教員の「専門性」がかつてなく危機に陥っている。それはなぜか？

第一に、機械的で一律な人事異動などにより、教員の専門性の向上が阻害されている点である。ろう学校の場合、手話などを身につけ、子ども達とコミュニケーションが取れるようになることが教員として仕事をしていくための前提となる。こうした技術を身につけた頃に、異動でろう学校を去ることになれば、ろう学校に専門性の高い教員が残らない。この他にも多くの専門的な知識や技術があり、それを経験豊かな教員から学んでいくOJT（オンザジョブトレーニング）が大切であるが、そうした経験豊かな教員のいないろう学校も増えつつある。

第二に、今日のろう学校は、学校の教育目標自体の歴史的転換・多様化の渦中にある。この転換とは、「聴者社会への適応／口話・日本語」の考え方から「聴者・ろう難聴者の二つの世界へ／日本語・手話の2言語」の考え方への転換である。これによって、新たな専門性が必要となったからである。

第三に、特別支援教育政策によって、その専門性が薄められようとしている点である。

このような中、本年3月に出された「特別支援教育の推進に関わる調査研究協力者会議」の報告の中では、「特別支援学校教員の専門性については、教員の養成、採用、配置（人事異動）、研修等を通じ、組織的かつ体系的に専門性の向上を図るべきである。」と示されているように、専門性の重要性があらためて検討されるようになってきている。

このようなことから、ろう学校の人事の問題（人事異動・採用など）の改革と専門性を向上させる方策について検討することが必要と考え、2010年8月のろう教育を考える全国協議会の理事会、総会において、ろう学校人事・専門性検討委員会をスタートさせることを決めた。

運営スタッフと委員会によるプロジェクトチームは、学識経験者、ろう教育を考える全国協議会事務局長、ろう・難聴教育研究会の教員人事改善グループ等で構成した。

註1 本提言では、主に聴覚障害者を教育する特別支援学校を「ろう学校」と呼ぶ

## 第1章 ろう教育の専門性の維持・向上、人事での配慮の必要性

### 1-1. ろう教育の専門性を身につけるのに、時間がかかる理由

ろう学校には、他の学校にない専門性がいくつかあるが、次の2点は特に重要である。1つは、音声言語ではコミュニケーションが困難なので、聞こえない子どもと円滑にコミュニケーションできる手話などの技能が必要な点である。もう一つは、日本語の自然習得が困難なので、日本語を習得させる技能が必要な点である。

子どもとのコミュニケーションに使用する手話は、日本語と異なる文法を持ち、その習得は新しい言語の習得と同じである。そのため、短期間で習得するのは難しく、新規採用または他の障害種の学校から転任した教員に対しては、十分な手話の研修の時間を確実に保障する必要がある（デンマークのろう学校では、新任教員に対して、1週間に5時間の手話学習の時間を3年間保障している）。また十分に子どもとコミュニケーションできない教師が担任や授業を担当すると、生徒は分からない授業を受けざるを得なくなり、子どもに犠牲が行くことになる。（デンマークでは、3年間は担任になれず、担任のベテラン教員の助手として研修する）。聞こえない子ども同士の共通のコミュニケーション手段として手話は不可欠だが、それを子どもたちの間に広げていくことも時間のかかる活動である。

手話技能と併せて日本語指導の技能は、ろう学校教員に求められる最重要の専門性である。聴力活用の程度により主たるコミュニケーション手段が手話であったり音声言語であったりするさまざまなタイプの子どもがいて、それらの子どもが求めている日本語指導のニーズは多様である。純粹口話法や聴覚口話法の時代でも、ろう学校教員は日本語指導の専門性の向上に長い時間をかけてきた。手話と日本語の二つの言語の習得が課題となる新しいろう教育においては、必要な専門性の獲得に長い時間がかかるのは当然である。多くの日本語学校などで大人の外国人を対象に行っている第二言語としての日本語指導ですら、そのための専門教員の養成を必要としている。しかし、ろう学校では、全く言葉を持たない乳幼児に対して、手話と日本語の指導を行い、更に両親への育児全般への支援も行わなければならない。

しかも、手話と日本語の二つの言語の習得という新しいろう教育の実現は、世界的に見るとまだ研究途上にあり、じっくり腰を落とした現場の取り組みが必要である。

学齢前では手話コミュニケーションと日本語指導に関する技能や育児の専門性が求められるが、学齢期の子どもに対しては、手話や日本語を活用しての教科指導や学力向上にも立ち向かうことが求められる。これらの教育活動には常に手話技能が担保される必要があり、ろう教育の専門性の習得や維持・向上に時間を要する。したがって、短期での異動はろう教育の専門性の維持向上にとって、最大の敵である。

### 1-2. 人事において配慮が必要な理由

前節で、教員の専門性を育て、それを生かした教育を行うためには、短期での異動は好ましくないことを述べた。それ以外にも、配慮が必要なことがいくつかある。

これまでろう教育ではいくつかの教育方法が採用され、それなりに工夫されて今日に至っているが、まだ確立した方法がないと言える。言い直すと、これから改革・改善する余地が残されているわけで、そうした新しい教育方法の開発や、改善に熱意を持って取り組もうという意欲を持った教員が少なからずいる。つまりろう教育に生涯をかけてもよいと考えている教員である。このような教員の熱意を活かすためにも、異動は、本人の希望に基づいて行われるべきである。すでに、いくつかのろう学校では、このような形で（人事異動についての要綱はあるが、本人の意志に反した異動は行わない）人事異動が行われている。同一県内に複数のろう学校がある場合は、人事異動をろう学校間で行うことにすれば、専門性を高めていける。埼玉県では、2つのろう学校間の人事異動を繰り返すことが可能となっている。東京都では、全国に率先して機械的な一律な人事異動を行ってきたが、4校の都立ろう学校間での異動を認めたり、3～5年で行ってきた異動間隔の延長などへ、その弊害の改善への動きが現れている。しかし、ろう学校が1つだけしかない場合は、こうした方法が使えない。他のろう学校で教えるという貴重な経験をどのようにして確保することができるか。これは、筑波大学附属聴覚特別支援学校では、国、県を越えた人事交流を行うことで、可能としている。国立である筑波大学附属聴覚特別支援学校と地域の都道府県立（以下県立と略す）のろう学校が人

事交流が可能であるのであれば、異なる県のろう学校同士が人事交流する可能性があるはずで、こうしたことを可能にする制度を作っていかなければならない。

また、こうした熱意をもつ教員も、ろう学校の外で何かを学びたいと考える場合があるが、何年かろう学校の外で働いた後、再びろう学校に戻ることができる回帰人事が可能であることも大切である。ろう教育の専門性は、手話、日本語指導、口話、補聴器装用、教科指導、センター校としての役割、障害者の福祉・職業・生活等々、多岐に及ぶが、その全てで深い専門性をもつことは、なかなか難しい。ろう学校の中で、それぞれの専門に詳しい人がバランス良く協働していくことが大切である。こうしたバランスの良い配置になるような工夫も人事異動では配慮される必要がある。

### 1-3. 重点ポイント

#### 1) 手話研修

前述のように、ろう教育に関わる専門性には、さまざまなものがあるが、その中でも特に時間がかかるのが手話の習得である。十分な手話力を身につけるためには数年単位の時間がかかるが、この間、子ども達とコミュニケーションできないままでは、十分な教育を行うことができず、学習権を著しく侵害することになる。中教審の特別支援教育に関する特別委員会でも、「教職員の確保及び専門性向上のための方策（教職員の研修、手話に通じたろう者を含む教員や点字に通じた視覚障害者を含む教員を含む）」が検討課題となっている。具体的には、次のような施策がある。

- 新任者、転任者に対して、初年度の四、五月は、手話研修の時間を毎日40分以上確保する。また、ろう教育経験者などの支援教員を配置して、生徒とのコミュニケーションに支障のないようにする。
- 教育現場において、行政の責任で、教員や保護者に対しての手話講習会を開催する。
- ろう学校教育の手話力を全国手話研修センター実施の手話検定1級とするよう、教育行政として取り組む。

#### 2) 人事異動

長い時間と努力の中で獲得した専門性を、強制的に他の障害種の学校に異動させることによりふいにするのは、税金の無駄遣いでもあり、合理的ではない。特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議の報告の中でも、人事異動に関しては「特別支援学校としての障害種ごとの専門性の確保を考慮しつつ、同一校内における教員の在職年数の延長や特別支援学校間の適切な異動など弾力的な人事上の配慮を行うことが求められるほか、人材が限られている分野については、広域単位での採用も検討すべきである。」とされている。このようなことから具体的には次のような施策を推進すべきである。

- 意欲を持ち、継続的にろう教育に携わる希望のある教員を機械的、一律に異動させない。
- 県外のろう学校との広域人事交流や、県内の難聴学級、難聴通級指導教室との人事交流を図り、専門性を継続し、有効に発揮できるようにする。
- 一度異動したあとでも、元のろう学校に回帰できる人事制度を取り入れる。

## 第2章 専門性の低下が懸念される状況（アンケート調査から）

本委員会では、全国のろう学校の実態を調査するために、アンケート調査を行った。アンケートは地域に偏りがないよう、全国の12の学校に郵送し、その内8校から回答を得た。

### <アンケートのまとめ>

○異動までの年数（人事異動要綱）は、県によって異なるが、初任では最高でも7年までで、2校目からでも10年を越す県はなかった。

聴覚障害教育の専門性をもった教員の継続勤務を求める声が保護者や校長から出され、その結果、回帰人事、県内でのろう学校間での異動、経験年数への配慮が行われている県もいくつか見られる。

また、市町村の小中学校との交流研修、県と市との交流人事を行っているところもある。

○ろう学校の運営や実践の継続、発展で困っていることは、どの県でも共通していた。

- ・ろう学校としての専門性の向上どころか、継続さえも困難な状況が生まれている。
- ・「ろう教育のプロになるのだ」という意識が育ちにくくなっている。
- ・新しい先生が増えると、手話、指文字で児童とのコミュニケーションが取れない状況がある。
- ・校内研修で講師を担当できる先生がいなくなっている。
- ・地域の聴覚障害者協会や成人ろう者と接点をもっている教員がほとんどいなくなっている。
- ・全国のろう教育の流れも知らないまま、とりあえず前任者のやり方を踏襲するだけで終わってしまっている。
- ・県内でろう学校が1校のため回帰するにも5、6年かかる。
- ・臨時的任用の比率が高く、専門性育成のネ障害になっている。
- ・本当に必要な専門性の高い先生が異動してしまう。
- ・他の障害種の特別支援学校との併置、併設の場合、児童・生徒のろう学校離れが加速するのではないかと危惧する。

\*アンケートの内容は資料に示した。

\*また、ろう学校の実態等については、矢沢ら（2010）『現場からの聾学校改革－教員人事の改善を求めて－』ろう・難聴教育研究会会報No.26にも掲載されている。

### 第3章 専門性（子どもを伸ばすための力）の向上 ～それぞれの役割と連携～

#### 3-1. 国の役割

##### 1) 教員免許制度の改善など

○ろうろう学校に勤めるためには、「特別支援学校教員免許（聴覚障害）」の取得を条件とする。現行の「当面の間」という猶予規定は、これを廃止する。仮に免許を持つ教員が足りない場合には、期限を区切って取得するよう義務づける。

（これは、免許を持つことが専門性を高めるということだけでなく、免許を取得しようとするその障害種の教育に寄せる意欲を持つ教員を確保するという意味で重要である。）

○法制上はろう学校が特別支援学校になったが、ろう学校の形態を崩さないようにする。また障害種を越えて教員の掛け持ちをしないようにする。

○専門性を維持・向上させるために、養成・採用・研修・異動などについて、都道府県教育委員会、市町村教育委員会、学校などが何をすべきかのガイドラインを作成して示すようにする。

##### 2) 採用

○特別支援学校免許（聴覚障害）を持ったものを積極的に採用する仕組みを提示する。

例) 大学からの推薦があったものを採用する制度を導入する。

免許をもったものの一次試験を免除する。

免許を持ったものは、該当する特別支援学校に優先的に配置する。

##### 3) 研修

○新任者、転任者に対して、初年度は、ろう教育経験者など支援教員を配置し、手話研修の時間を確保するとともに、ろう教育についての研鑽を積めるようにする。

○特別支援学校専修免許状（聴覚障害）を、ろう学校教員の一定の割合以上取得させるよう働きかける。

○全国手話研修センター等と連携して教員の研修枠を広げる。この中で長期休業中に集中して研修を受けることができるような研修会など現職研修を工夫する。さらに手話検定を学校において実施できるようにするなど、手話力の向上にむけた取り組みを進める。

○教育現場において、行政の主催で、教員や保護者に対しての手話講習会を開催する。

（ろう難聴児の親はおよそ9割が聞こえる親であり手話を知らない。手話の環境を整えるには、教員に対して研修を行うだけでは不十分である。）

○推奨する研修会などを積極的に後援し育成していく。推奨する研修会には、公的なものだけでなく、民間で行っている自主的な研修会も含める。

##### 4) 人事異動

○障害種ごとの専門性を重視する人事異動を行うような仕組みを提示する。

○広域での人事異動を可能にするような仕組みを提示する。

#### 3-2. 都道府県教育委員会や市町村教育委員会の役割

##### 1) 全般

○ろう学校と難聴特別支援学級の効果的な配置を検討し、地域全体においてろう難聴児の教育の場が保障されるようにする。

##### 2) 養成・採用

- 「障害者枠」、「ろう教育枠」など、採用にあたって聴覚障害者および専門性を持った人材を積極的に採用できる仕組みを工夫する。
- 例) 大学からの推薦があったものを採用する制度を導入する。
  - 聴覚障害教育領域の免許をもったものの一次試験を免除する。
  - 聴覚障害教育領域の免許を持ったものは、ろうろう学校に優先的に配置する。
- 人事権の都道府県教委からろう学校校長への大幅な移行を行い、現場が求める人材を確保できるようにする。
- 聴覚障害教育教員養成課程を持つ地域の大学と連携し、教員の確保を図る。

### 3) 研修

- 新任者、転任者に対して、初年度の早い時期に集中的に手話研修の時間を確保する。また、必要に応じて、新任者・転任者は副担任にしたり、ろう教育経験者を補助教員に付けたりして、幼児・児童・生徒とのコミュニケーションに支障を来さない配慮をする。
- 特別支援学校専修免許状を一定の割合以上取得するよう、大学院での研修や内地留学などの支援をする。
- 手話研修センターや聴覚障害者情報センターなどと連携し、集中して手話力が向上できるような研修会を設定し、短期、長期の研修ができるように研修制度の幅を広げる。
- 教育現場において、行政の主催で、教員や保護者に対しての手話講習会を開催する。

### 4) 人事異動

- 一律な人事異動制度ではなく、学校種に応じた人事異動の制度をつくる。盲学校やろう学校のように校数の少ない学校では人事異動に特に配慮をする。
- 意欲を持ち、継続的にろう教育に携わる希望のある教員を強制的に異動させない。
- 県外のろう学校との広域人事交流や、県内の難聴学級、難聴通級指導教室との人事交流を図り、専門性を継続し有効に活用できるようにする。
- 一度異動したあとでも、元のろう学校に回帰できる人事制度を取り入れる。
- ろう教育の専門性を持った管理職を充てることのできるようにする。

## 3-3. ろう学校自身の役割

### 1) 管理職の役割

- ①ろう教育の専門性を持つ教員を確保し、専門性を継承発展すること。そのために、人事権の都道府県教委からろう学校校長への大幅な移行が必要である。
- ②当該ろう学校の教育方針について学内の共通認識を形成し、さらに教育委員会や関係機関に対してその共通認識を発信し理解協力を求めることが重要である。
- ③そのためには、校長、副校長の内、少なくとも一人はろう学校教育について深い理解と経験を持つ者を充てる。
- ④聴覚障害者団体、地元大学、地域などとの協力体制（成人聴覚障害者との関わり、地域のろう児・難聴児への理解、授業支援、保護者支援、教員研修支援など）を作り、学校の総合的教育力の向上を図る。

### 2) 現職研修

学部や担当科目によって現職教員に必要な研修内容は異なるが、ろう学校教員すべてに必要なものとして、共通のコミュニケーション手段である手話の活用が十分に図れる環境を整えるとともに人工内耳装用児の増加にも対応できる現職研修の体制が今後重要度を増すものとする。



- ① 手話検定1級以上を目標に、期限を決めて達成できるよう手話研修を行う。
- ② 手話言語のスペシャリストを一名以上配置する。その任務は、コミュニケーションおよび言語発達における手話関連事項について、生徒・教員に指導・助言することである。
- ③ 人工内耳装用児の増加に合わせ音声日本語の獲得・使用環境を充実させる。そのためには、聴能機器の管理や聴能・発音・言語指導などが行えるスペシャリストの配置が必要である。これによって、個別指導、相談、評価が適切に行えるようになり、またこの領域における現職研修にも役立つことが期待できる。
- ④ 官民を問わず、有益な研究会や研修会、国内留学などが行えるようにする。
- ⑤ 退職教員や聴覚障害者団体の活用などにより、新任者、転任者への授業支援を実施する。

### 3-4. 関係機関

#### 3-4-1. 教員養成大学の役割と教員免許

聴覚障害教育教員養成課程を持つ大学(専門大学)の現状聴覚障害教育教員養成課程をもつ大学(以下「専門大学」とする)は、専修免許を取れる大学としては、宮城教育大学、筑波大学、群馬大学、東京学芸大学、横浜国立大学、上越教育大学、金沢大学、愛知教育大学、大阪教育大学、兵庫教育大学、広島大学、愛媛大学、福岡教育大学の13大学、一種免許を取れる大学としては、東北福祉大学、日本社会事業大学、京都大学がある。

かつて、これら専門大学は、ろう学校に大量の卒業生を供給し、専門大学卒業生は、ろう学校の専門性を支える基幹部分であった。だが、その後「ろう免を取得した学生がろう学校に就職したくてもできず、ろう学校はろう免所有者を採用したくてもできない」という供給と需要のミスマッチが進んだ(『日本の聴覚障害教育構想』115P)。特別支援教育の導入によって、専門大学の聴覚障害教育教員養成・供給に困難な状況が生まれて来ている。まず、教員免許制度の変更によって、障害児教育免許が「総合化」し、聴覚障害教育だけでなくさまざまな障害について「広くうすく」学ぶようになった。その結果、聴覚障害教育の専門教員にふさわしい資格は、修士課程で取得できる「専修免許」ということになった。『日本の聴覚障害教育構想』(註1)では「現行の専修免を特殊学校教員の基礎免とし、専修免(つまり、大学院レベル)を採用上の最低資格とする構想の実現に向けて努力すべき」としている(113P)。

次に就職事情も変わった。ろう学校への直接の就職が減り、特別支援学校卒の採用が増えた。その結果、専門大学がその卒業生を直接ろう学校に供給するしくみが衰退し、ろう学校への就職が県の教員人事にゆだねられることになった。専門大学がせっかくろう教育に熱意と力を備えた人材を養成しても、ろう学校に確実に送り込むことができなくなっている。

#### 3-4-2. 専門大学のろう学校との関わり

『日本の聴覚障害教育構想』は、専門大学の教員養成課程について、授業内容の精選・充実、教育実習の改善、大学の体質改善等の改革の必要なることを述べている(113P)。

専門大学は、地元のろう学校と昔から何らかの繋がりをもっている。大学は、学生の教育実習をろう学校に依頼する。大学が聴覚障害教育教員養成の実を挙げようと思ったら、ろう教育現場に足を運び、授業や聴覚障害児の理解についてろう学校教員の協力を得て研究することが欠かせない。日常業務に追われるろう学校教員にとっても、大学研究者との共同研究は、専門性の向上に大いに役立つはずである。このような、専門大学と地元ろう学校の日常的な関わりが、ろう学校の専門性向上にとってきわめて重要である。

大学・大学院等における聴覚障害教育の教員養成課程の見直しにあたっては、「手話コミュニケーション技能」の科目を追加し必須とすることを提案したい。いくつかの教員養成大学では、点字・手話の講義を取り入れているが、数コマまた選択の形になっており、すぐに日常会話で使えるような習熟度に

はいたらないというのが現状である。ろう学校での教育実習も、手話コミュニケーションに習熟していればこそ、より大きな成果が期待できる。

### 3-4-3. 行政の設置または支援する研究会

- ① 全日本聾教育研究会およびその傘下の地域研究会（関ろう研など）
- ② 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の短期講座
- ③ ろう学校または県教育委員会主催の研修会
- ④ 国立障害者リハビリテーションセンター学院（言語聴覚障害学科、手話通訳学科）

### 3-4-4. 民間研究会（聴覚障害教育関係）

- ① ろう・難聴教育研究会
- ② 全国早期支援研究協議会
- ③ ろう学校数学教育研究会、

その他大小数多くあり、その全容は把握できていない。ろう学校教員の便宜のためには、研究会情報を統一的に把握・伝えるウェブサイトが欲しい。行政関係の研修会への参加・受講が公務扱いであるのに対して、民間研究団体への参加は、一部の例外を除いて、公務として認められていない。一定の基準を満たすすべての民間研究会への参加を公務扱いとすべきである。

### 3-4-5. その他

#### ・数学教育協議会 ほか

聴覚障害教育専門ではない一般研究会の場合、聴覚障害教員にとっては、情報保障の体制が必要であり、これがないために、ろう学校教員が、（聞こえる教員も含めて）ろう教育関係以外の一般の研究会に参加することが乏しかった。これは、ろう教育にとって大きな損失である。ろう学校または都道府県が聴覚障害教員の研修の保障のために、手話通訳費用を支出するなど、対策が必要である。

#### 〔聴覚障害教職員への情報保障の重要性〕

聴覚障害のある教職員については、あらゆる研修、職場において、情報保障が必要となる。初任研、5、10年研修などでは、手話通訳、パソコン通訳を配置している県もあるものの、まだ制度が整備されていない県もある。とりわけ、教職員は

- 各都道府県の教員を対象にした専門性向上事業
- 特別支援学校教諭免許状に関する認定講習
- 教育委員会主催の教員研修や校内研修等を含めるさまざまな研修会に参加し、専門性の向上に努める責務がある。

そのために聴覚に障害を持つ教職員に対して全国各地で図られるべき配慮事項は次の通りである。

- 研修会における手話通訳等の情報保障と、研修に積極的に参加できるための環境整備
- 手話通訳等の派遣にかかる公費保障の統一化

都道府県によってばらつきがある。地域の格差をなくすため公費保障や派遣態様についての統一を図る必要がある。

註1 日本の聴覚障害教育構想プロジェクト委員会（2005）  
「日本の聴覚障害教育構想プロジェクト最終報告書」

## 第4章 ろう教育の専門性とは

### 4-1. 手話技能

1) 聴覚障害児のコミュニケーション手段は、言語としては手話と日本語の2言語があり、日本語の表現・理解手段として指文字、口話（読話・発語）、聴覚活用、文字などがある。個々人のコミュニケーション手段活用の実態も聴力、言語環境、家族の障害観などの違いを反映して多様であり、それに応じて、言語発達の過程も、手話先行から日本語先行まで、多様である。また、ろう学校によって教育方針——コミュニケーション・言語発達指導の重点の置き方——の違いもあり、コミュニケーション手段の活用の実態も多様である。当然、日本語学習の方法も多様である。

2) しかしながら、聴覚障害児の集団教育の場としてのろう学校の「共通のコミュニケーション手段」は手話（指文字を含む）である。したがって、ろう学校教員が、一定レベルの手話技能——手話の理解・表現力と手話を言語指導や教科指導で有効に活用する能力——を有していることが不可欠である。

3) 「ろう学校教員に必要な手話技能レベル」は社会福祉法人全国手話研修センターの手話検定1級程度とする。理由は、検定1級を有するろう学校教員が滞りなく指導を行っている実態があることにあり、またその修得が十分可能と考えられるからである。

4) 検定1級の習得には一般人が週1回2時間の講習を受けた場合、約2年の手話学習歴が必要とされているが、聴覚障害教育教員を目指す学生やろう学校現職教員は、集中的に手話研修を受ける制度があれば、より短期間に取得できる。

5) ろう学校に異動してきた教員または新採用教員は、3年以内に手話1級を取得するものとし、教育行政はそのための研修の機会を保障する。

### 4-2. 日本語指導

ろう児・難聴児にとって、日本語と手話言語の二つの言語・コミュニケーション手段の修得が必要である。ろう教育における日本語習得の専門性については、正反対の見方もあり、複雑である。歴史的に簡単に振り返る中で明らかにしたい。

#### 4-2-1. (純粋) 口話法

日本では、明治11年にろう教育が始まった当時は、手話を含めてさまざまな伝達方法が用いられたが、大正末・昭和に入って広がっていった官立ろう学校の口話式ろう教育法においては、「読話・発語」中心の日本語指導に絞られていく。手話は、口話法の習得を妨げ、また健聴者との会話に役立たないとして、ろう学校教育から排除されることになった。

こうした純粋口話法教育は、子どもに非常な負担を強いただけでなく、コミュニケーション方法としての制約が大きすぎて、言語発達を妨げるものでもあった。小学校前の幼児期に、自分では聞こえない声を発し、それが正しいかどうか、また上達しているかどうか自分で確かめることができないまま、長時間訓練を強いられることは、人格的な発達の面においても、大きな問題があった。また読話は、日本語の音韻が部分的にしか受信できないのに、「人の唇を読んで、日本語を推定する」という方法上の欠陥を内在していた。

昭和30年代に補聴器が出現し、口話法は大きな追い風を受け、聴覚口話法として、それなりの成果を挙げることができた。しかし、それでも「9歳の壁」や、数年遅れの学力という問題を解決することができなかつた。

#### 4-2-2. 手話を導入した日本語指導

##### 1) トータルコミュニケーション教育法（同時法）

1960年代に始まった「トータルコミュニケーション（教育法）」は、「聴覚障害者の必要とするあらゆるコミュニケーション手段を用いる」理念であり、欧米を中心に、広く普及した。日本では、1967年、栃木ろう学校で「同時法」がスタートした。「トータルコミュニケーション」は理念であり、具体的な指導法は、国によって、またろう学校によって異なる。アメリカの多くのトータルコミュニケーションのろう学校では、早期から手話（音声併用手話やときにはASL）を使用していた。日本の「同時法」では幼児期は指文字使用に限定し、音声語併用手話の導入は小学部に入った後である。

どちらの教育法も音声言語（英語や日本語）をベースにするモノリンガル教育法で、音声言語と異なる独自の文法を持つ「ろう者の手話」による教育は考慮していなかった。

指文字は、視覚的に日本語の音韻のつながりを確認できるものであり、読話のように曖昧ではないので、指文字の使用によって日本語の獲得が容易になったことは間違いない。

「トータルコミュニケーション」による教育や「同時法」は、聴覚障害者としての自己認識や日本語（英語）の習得に一定の成果をあげたし、現在もアメリカや日本で広く用いられている教育方法である。

この方法の欠点は、（音声併用の）手話が、3歳くらいになってからでないと、使えないことである。

## 2) バイリンガルろう教育

### ①欧米のバイリンガルろう教育 — 連続バイリンガルろう教育

ろう者の手話を第一言語として習得させ、就学前の豊かな手話コミュニケーションによる情緒・認知の発達を基盤として、第二言語として音声言語を習得させようというのが、北欧で始まったバイリンガルろう教育である。手話は視覚的言語であるので、手話が使われている環境があれば、聞こえない子どもは手話言語を自然に習得することができる。聞こえる子どもが音声言語を習得するのと変わりがない。

北欧のスウェーデンやデンマークなどでは、1歳から入ることができる「ろう児のための保育園」があり、手話コミュニケーションによって、聞こえる子どもと同じような言語生活を送ることができる、すなわち1～3歳という脳が最も発達する時期に言語でのコミュニケーションが可能という点で、口話法、トータルコミュニケーション法にはない利点を持っている。

欧米で行われているバイリンガルろう教育では、小学校に入るまでは、もっぱら手話を使い、小学校に入ってから、その手話を手がかりにして（主として読み書きの）音声言語を学ぶ。これは「連続（継時）バイリンガル教育」といわれる。

### ②日本のろう学校で行われているバイリンガルろう教育

こうした欧米流のバイリンガル教育に特化したろう学校は、日本では私立明晴学園一校のみである。

### ③家庭でのバイリンガルろう教育 — 同時バイリンガルろう教育

0～2歳児の言語発達は、家庭のコミュニケーション環境によるところが大である。あるろう夫婦が、聞こえない子どもの育児において、1歳前から指文字と手話を使って育てた成功例がある。

聞こえる両親が手話を学んで、これに近い方法で、聞こえない子どもを育てた成功例もある。子どもが自然な手話を習得できる環境と、乳幼児期から生活の中で視覚的な日本語に接する機会があれば、有効な方法となる可能性がある。

聞こえる親は、聞こえない子どもを授かったとき、ろう・難聴者についても、手話についても、全く知らないのが普通である。聞こえる親に手話の必要性を理解してもらい、子育てに必要な手話を進んで習得・使用するようになってもらうことは、ろう学校の大切な使命であろう。

## 3) 公立ろう学校での手話を導入した上での日本語指導

### イ) 幼稚部から手話と日本語の二つを指導する

一部のろう学校（例えば、都立大塚ろう学校、埼玉県立坂戸ろう学校、奈良県立ろう学校など）では、早くから幼稚部で手話や指文字を導入し、同時に日本語指導を行っている。日本語の指導を

幼児期から行うという点や、必ずしも読み書き中心ではなく、日本語会話も取り入れている点が、欧米のバイリンガル法と異なっている。すなわち、幼稚部での3歳からの教育で、手話を習得させると同時に手話を使う豊かなコミュニケーションを土台に、日本語の習得を図る。欧米のように、乳幼児期の言語手段を手話に限らない。

この方法は、1990年代から始まり、今日では全国のろう学校に広まっている。

#### ロ) 小学部低学年からの日本語の文法的指導

幼稚部から手話を導入し、日本語の指導も行う上記の教育法の継続として、小学部に入って、格助詞や動詞の活用など、日本語の文法的指導を意図的・計画的に授業として行うろう学校が増加している。

#### 4-2-3. コミュニケーションと日本語指導の専門性

手話と日本語の二つの言語の習得を支援することがろう学校の言語指導の目的であり、そのためには、コミュニケーションを通しての情緒・認知・言語の発達や、手話と日本語の言語的構造の違いなどを理解している必要がある。また個々の子どもの聴力、認知力、情緒的特性、家庭環境、コミュニケーション・言語の発達状況等を把握し、それに見合った適切な指導・支援方法を計画・実行する能力が求められる。

#### [日本語指導における手話の重要性]

最近の日本のろう教育を見ると、幼稚部から手話を導入するろう学校が急激に増えており、純粋な聴覚口話法で指導しているろう学校は私立の日本聾話学校など、少数である。

日本語指導の方法は、学校により異なるが、「豊かなコミュニケーションを土台とする」点は変わらない。

ろう学校における教師と子どもとの会話、子ども同士の会話において、(聴力、失聴時期、家族環境等の異なる)すべての子どもに共通するコミュニケーション手段は手話である。したがって、教師には、子どもの手話表現を理解し、子どもにわかるように、手話を適切に使用し、さらには、手話コミュニケーションを基礎として、日本語を指導する能力が求められる。

ろう・難聴児のコミュニケーション方法は、(多くの人工内耳装用児のように)聴覚・音声日本語を主とするものから(両親がろう者の子どものように)手話を主とするものまで、大きな幅があり、今日、公立のろう学校は、こうしたさまざまなコミュニケーション手段の子どもたちの教育ニーズに応えるものでなければならない。これは、これまでの(聴覚)口話法の時代と大きく異なる点で、ろう教育における専門性として、手話能力が大きなウェイトを占めるようになった点は、重く受け止めなければならない。

特に日本語を指導する期間においては、子どもは幼児、または小学部低学年であり、まだ中学・高等部の生徒のように手話や日本語を明確に表現することはできないし、成人ろう者の標準的な手話とは異なる表現が多用される。そうした子どもの手話を読み取り、コミュニケーションしていかなければならないわけで、要求される手話コミュニケーション能力は、中学部・高等部で指導する場合と比べても、かなり高いと言わざるを得ない。

とくに、ろう学校の教師の役割について強調する必要がある。ろう学校の専門性を高めるには、聞こえる教師だけでは限界があり、ろうの教師の存在とその高い手話力が必要である。聞こえない子どもと保護者は、ろう教師を間近に見て将来に希望と自信を持てる。聞こえる者中心の学校運営やコミュニケーション環境の欠陥を、ろうの教師が指摘できる。ろうの教師と聞こえる教師が協力して行う教育活動は、聞こえる教師に手話でのコミュニケーション能力を更に高める機会を与えるだけでなく、聞こえない人と聞こえる人が共に生きる姿を日常的に示すことになる。

### 4-3. ろう難聴理解

#### 1) 聴覚障害について

聴覚障害の原因や種類、聞こえの程度は人によってそれぞれ異なるため、聴覚障害者を分類し定義することは非常に難しい。

聴覚障害者のコミュニケーション手段は、その人の失聴年齢、残存聴力、言語力、読話力、発語力、教育歴、家庭環境などによって異なる。また、聴覚障害者は、一つのコミュニケーション手段だけでは、十分な情報を得ることができない。手話や読話、補聴器を使い、講演会などでは要約筆記や手話通訳、磁気ループを用いる等、その人に合った様々な方法で情報を得ている。

一人や二人と少人数で会話ができて、不特定多数でとなると意思疎通を図るのが難しいため、情報が十分に得られないという実態がある。

#### 2) 聴覚障害者とコミュニケーションの壁

ろう学校などを卒業し、社会に出るにあたってまずぶつかるのは、コミュニケーションの壁である。

職場内における聴覚障害者に対する理解は一昔に比べ、普及してきたものの、まだまだというのが現状である。言語的な経験が少ないため、職場等で掲示された文章の行間に含まれている意味や微妙なニュアンスがわからないといった問題も生ずる。身振りや筆談などあらゆる方法を駆使してコミュニケーションを図ろうと努力するものの、周りの聴覚障害における理解がないと働く意欲を失い、そのまま自宅に引きこもりになってしまうケースも少なくない。

#### 3) 聴覚障害者が受けてきた教育背景

自分できこえる人に働きかけようと頑張る聴覚障害者もいる一方で、うまく周りに馴染めない聴覚障害者もいる。この差が生じる理由のひとつに「障害認識」が挙げられる。

かつての聴覚障害教育は、社会参加すること、すなわち「きこえる人にできるだけ近づこう」という目標のもと、聴覚活用や口話の力を伸ばすために努力することを聴覚障害者に強いてきた。それを受けて、聴覚障害者自身も「きこえる人に合わせるべきである」という考えにしばられ、きこえないことを負としてしまうようなところもあった。そのため、きこえる人とうまく話が通じなかったり、関係を作ることができなかったりすると、だから「自分はきこえないからダメなんだ」といったコンプレックスが生じてしまうこともあった。

#### 4) 「障害認識」とこれから

きこえない自分を肯定し、早期から障害に気づき、手話や日本語を獲得していくこと、周りの人々に理解と協力を呼び掛けていくこと、多様な人間関係を築いていくこと、そのための力を「障害認識」と呼んでいる。

今は、社会の中に手話が普及していき、きこえない人のあるがままの生活と手話が受け入れられるようになってきた。この中で、きこえない子どもたちがどのように障害を認識し、しっかり手話や日本語等によるコミュニケーションを体得していくことが、障害認識そして自己確立につながると考える。さまざまなケースを想定して周りに働きかけていくことも大事な力であり、それを学校にいる間に体得させていくことが肝要である。

### 4-4. 教科学習

#### 1) ろう学校の教科教育の問題点

- ・学年対応教育は生徒の一部だけで、下学年対応教育が少なくない。
- ・同一学年内でも、能力別グループ授業によって、「対応」と「下学年対応」を混在させる場合が多い。教科教育において、生徒の間に「能力差」（というより理解の多様性）があることは自然であり、授業の活性化の要因ともなる。教科教育の専門性は、安易な「能力別クラス編成」を改めることにもつながる。

- ・言語力（特に日本語力）を基準に生徒を評価しがちで、教科指導に際して、生徒の実力を過小評価することが少なくない。
- ・通常学校の経験のない教師のばあい、生徒のつまずきを生徒が聴覚障害者であるために生じたつまずきと誤ってとらえやすい。そのためつまずきの真の原因——特に指導法の不十分な点——を見過ごすことになり、指導法の改善が図られない。
- ・ろう学校内において、言語指導等ろう教育特有の分野の研修は重視されるが、教科研究は重視されない。また、「多忙」のため、そこまで手が回らない。
- ・小規模校のばあい、当該教科の担当者がほかにおらず、先輩教員からの指導がない。

## 2) 改善のために

- ・学校全体として、教科指導とそのため教員研修を重視する。
- ・教員の研究研修の時間的・精神的余裕を作り出す。安易なグループ授業をやめて、持ち時間を減らす。
- ・ろう学校の外の研修の場（教科別の民間研究団体など）に積極的に参加する。そのために、公務出張の範囲を民間研究会にまで拡大し、手話通訳体制を学校として保障する。  
例 数学教育協議会へのろう学校教員の参加（ろう学校数学教育研究会）
- ・ろう学校の外の人材を積極的に招き〔例えば地域の大学や研究団体等の有能な人材を活用して〕教科指導の共同研究を進める体制を作る。
- ・各教科について、学校全体の教科指導の改善を牽引できる人材を一人以上育成する。
- ・校内研、保護者学習会、地域の聾教育研究会など、教科授業の成果・現状を報告する機会を増やす。

## 4-5. ろう重複障害

### 1) ろう重複児の教育の現状

- ・ろう学校以外の特別支援学校に就学するろう学校重複児が多いが、本来の望ましい就学先は、基本的には聞こえない仲間がいて、子どもに合ったコミュニケーション手段（手話等）を用いてコミュニケーションができるろう学校である。
- ・ろう重複児のコミュニケーション手段は、多くの場合、手話である。絵カードや写真、身振りなど視覚的な手段も多用する。聴覚活用ができる場合もある。
- ・制度的な問題として、義務制（小学部、中学部）には重複学級があっても、幼稚部、高等部では制度としてないので、県によっては、入学を断られることがある。
- ・学校に重複児が少ない場合、子どもも教員も、ろう学校の中で孤立しがちである。
- ・寄宿舎にも重複加配はなく、一般の子どもたちと同じような利用は制限されることが多い。

### 2) ろう重複児教育の専門性

ろう重複児は人と関わる力、認知面、自我の形成では、ろう児に比べてゆっくりである。最近では、医療的ケアの必要な子どもなど、重ね持つ障害の内容は多様化している。

色々な機関と連携「人と関わる力、コミュニケーションできる力」を育てることが求められている。ろう学校の中で、集団保障（一般学級との学習も含めた交流）や進路も見据えて地域と連携する力も、教員には求められている。

何よりも保護者の不安や不満を受け止め、誠実に答えていくことである。

## 4-6. 地域支援（センター的機能）

### 1) 乳幼児教育相談

新生児聴覚スクリーニング検査により超早期から聴覚障害がわかるようになった。

保護者を不安にさせないために、早期からの相談支援が必要である。

また、現在では、早期からの人工内耳手術や手話使用など選択肢が多くなっている。

療育、教育の方針について、総合的な情報提供を行い保護者を支援していくことが大切である。

これらを行っていくためには、ろう難聴児の療育や教育について、豊かな知識と経験、指導技術が必要である。また、将来的なろう難聴者の発達や成長、社会参加についての見通しについて理解をすることも必要である。さらに、保護者との関わりの中では、保護者の心理状態を理解し、適切に対応できるような技能も必要とされる。このような高度な専門性を身につけるには、多くの時間と経験が必要となってくる。

## 2) 就学後の支援

多くのろう難聴児が地域の小学校や中学校に通っている（インテグレートしている）。地域の学校では、難聴特別支援学級（難聴学級）や通級指導教室において指導や支援が行われているが、必ずしも十分に機能しているとは言えない状況もある。以下のような課題が存在する。

- ① 難聴学級や通級指導教室にいる子どもの数は少なく、子ども達の集団を形成することが難しいため、手話などのコミュニケーションを学び、使える環境もない。また聞こえる大勢の中で、一人だけ聞こえない聞こえにくい状況では、障害認識や肯定的な自己評価をすることも難しい状況にある。
- ② 通級指導教室の場合は、在籍する学級において充実した学習や生活ができるようにすることが重要であるが、在籍校の教員に対しての研修協力や子ども達に対しての難聴理解などを行うだけの余裕がなく十分に支援できていない場合が多い。
- ③ 通常の学級で学ぶ場合、合理的配慮として、要約筆記や手話通訳などの情報保障が必要であるが、これらについては現状ではほとんど実施されていない。
- ④ 難聴学級や通級指導教室の担当者は、一人あるいはきわめて少人数で学級や教室を担っていることが多く、専門性を引き継いでいくことが難しい。
- ⑤ 難聴学級や通級指導教室で指導や支援を受けず、通常学級のみで過ごしているろう難聴児もかなり存在し、現状ではその把握も充分できていない。

ろう学校では、通級による指導の加配が平成5年に制度化され、早くから地域支援に取り組んできている。ろう学校で地域支援にあたる教員（コーディネーター）の専門性としては、一般的なろう学校教員の専門性だけでは不十分であり、地域支援に関わる専門性を身につけていくことが求められる。

具体的には、以下のような専門性が必要である。

- ① ろう難聴児が、通常の学級で学び生活する場合の困難について理解し説明できる。
- ② ろう学校の経験を生かし、将来的なろう難聴者の発達や成長、社会参加についての見通しや、障害認識について理解を深められるようにする。
- ③ ろう学校を含め、地域における難聴特別支援学級や通級指導教室のネットワークを作っていく。
- ④ 通常の学級で一人だけのろう難聴児が、集団を経験したり、手話に触れる機会として、ろう学校で学び交流する機会が作れるようにする。
- ⑤ 要約筆記や手話通訳などの情報保障をしていくために、教育委員会や関係団体との連携を作っていく。

これらの専門性や人的なネットワークは、一朝一夕に作り上げられるものではない。



## 資 料

### 人事専門性に関わるアンケート調査

- 1 人事異動要綱（方針）等がありましたら教えてください。  
初任の場合は（ ）年で異動。2回目からは（ ）年で異動。  
それ以外に回帰人事（同じ学校に戻ってくる）。市町村との異動など特徴的なものを教えてください。
- 2 人事異動で学校の運営や実践の継続・発展の面で困っていることがありましたら書いてください。
- 3 ろう学校の発展のために、このような人事異動になればと考えておられる構想がありましたら教えてください。
- 4 ろう学校教員の専門性とはどんなことだとお考えですか。
- 5 専門性を高めるためにはどのような方策が必要でしょうか。
- 6 あなたのろう学校での現職研修について良い点、問題点がありましたら教えてください。
- 7 人事・専門性とは別に現在問題となっていること、課題などありましたら教えてください。
- 8 聴覚障害教員採用についてお尋ねします。  
○あなたの学校に聴覚障害教員は何人いますか。（ ）  
○採用の仕方はどんなですか。（障害者枠、聴覚障害教員枠、その他 ）
- 9 ろう学校人事・専門性検討委員会に期待するところやご意見がありましたら教えてください。

特定非営利活動法人ろう教育を考える全国協議会  
ろう学校人事専門性検討委員会

<委 員>

|     |        |                     |
|-----|--------|---------------------|
| 代 表 | 長谷川 洋  | (ろう教育を考える全国協議会副理事長) |
| 副代表 | 矢沢 国光  | (ろう・難聴教育研究会副会長)     |
|     | 小畑 修一  | (元筑波技術短期大学長)        |
|     | 加藤 慶子  | (埼玉県立特別支援学校坂戸ろう学園)  |
|     | 木村 美津子 | (全国聴覚障害教職員協議会事務局長)  |
|     | 齋藤 友介  | (大東文化大学教授)          |
|     | 澤 隆史   | (東京学芸大学准教授)         |
|     | 西滝 憲彦  | (全日本ろうあ連盟教育対策部長)    |
|     | 藤田 公子  | (ろう・難聴教育研究会)        |
|     | 前田 芳弘  | (ろう・難聴教育研究会事務局長)    |
| 事務局 | 田中 清之  | (ろう教育を考える全国協議会)     |

(50音順、敬称略)